

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、健全な経営の推進と社会的信頼に十分に因應べく、コーポレート・ガバナンスを最も重要な経営課題として位置付け、経営の健全性・透明性および公平性を高めることに重点を置き、法令遵守を社内徹底させることは当然のこととし、役員全員が常に「法令違反は即経営責任に直結する」との危機感を持ち経営に臨んでおります。具体的には、経営の意思決定、職務執行および監督ならびに内部統制等について、適切な体制を整備・構築することにより、法令・規程・社内ルールに則った業務執行を組織全体に周知徹底しております。

また、株主重視の経営に徹するべく、「適正な株価形成」「株価の持続的上昇」のための経営改革を実現し、経営のチェック機能を強化することでグローバルに通用するコーポレート・ガバナンスを確立することも重要であると考えております。その結果が、社会からの信頼の獲得に繋がることとなり、自ずと企業価値も高まり、株主の皆様にも満足して頂けるものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

当社は現在、海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使を採用しておりません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則1-2-5】

当社は、株主総会における議決権は、信託銀行等の名義で株式保有する機関投資家等の実質株主を特定することができないことから、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。

今後につきまして、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わる検討・整備に努めてまいります。

【補充原則3-1-2】

当社は海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し招集通知の英訳を採用しておりません。今後株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4-1-3】

最高経営責任者の後継者の具体的な計画はございません。取締役会における後継者選定の方針としては、人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定することとしています。後継者計画を策定・運用する場合には、取締役会が積極的に関与してまいります。

【補充原則4-3-3】

当社は社長やCEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を明確に確立しておりませんが、取締役会の実効性評価を適切に行うため、取締役の指名、報酬に関する評価に社外取締役が関与することで取締役の相互評価を実現してまいりたいと考えております。

【補充原則4-10-1】

当社は、独立社外取締役を2名選任しており、企業経営者としての専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。

任意の諮問機関としての委員会は設置しておりませんが、現時点では、取締役会の場において、独立社外取締役から適切な関与・助言を得られていると考えております。

【原則4-11】

当社の取締役会は、各部門に精通した取締役等と企業経営者である社外取締役で構成されています。規模については適正であると認識しておりますが、ジェンダーや国際性の面を含む多様性については、十分に確保されているとは言えないことから、多様性の確保という視点に重きを置いた取締役候補者の選定に努めてまいります。加えて、社外取締役を加えた取締役会の中で取締役会のあり方・運営につき定期的に議論することを通じ、取締役会の実効性、機能の向上に努めてまいります。

当社の監査役会は、企業経営経験者、税理士からなる独立役員3名で構成され、経営、財務、会計、営業、監査等の専門知識と経験を有した者であります。

【補充原則4-11-3】

当社の取締役会は毎月開催され、取締役会規程に定める重要事項について適時・適切に審議・決定されております。また、経営状況についても定期的に報告を受け、適切なリスク管理および業務執行の監督を行っております。重要な案件については、社外取締役・社外監査役に事前に内容を説明し、取締役会で十分な審議時間を確保して活発な議論が行われております。以上のとおり当社の取締役会は、実効的に運営されていると判断しておりますが、更に実効性を向上させるべく努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引先等との長期的・安定的な取引関係の維持・強化及び関係強化による当社事業の拡大等の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合、取引先等の株式を取得及び保有する場合があります。業務提携を前提とした投資株式については、当社経営陣が相手先代表者と面談し、経営環境、事業戦略および資本提携の目的などの説明を受け、当社取締役会において株価算定書の妥当性などを総

合的に検討し取得の是非について判断を行っています。保有する株式(政策保有株式)に関し、継続的に取締役会において、当社の企業価値向上に繋がるかを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性の確認を行います。株式取得・売却および議決権行使に関しては、当社の企業価値向上の観点から総合的に判断し、政策保有株式管理規程に基づき適切に意思決定を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員及び主要株主との取引に関する調査を毎年実施し、関連当事者取引の有無を確認しております。また、財務報告作成に関するマニュアルを定め、当社が役員、及び従業員持株会ならびに主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社および株主共同の利益等を害することの無いよう、内部監査部門、管理部門、取締役会、監査役会において、当該取引の必要性について、十分な審議等を行うこととしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の制度を設けておりません。将来、導入を検討する場合は、当社の財政状況に対するリスクが生じることのない様、運用に対する十分なスキルを有した人材の配置を検討いたします。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 会社の経営理念、経営戦略および経営計画

当社は、経営方針、経営戦略、経営計画については当社ホームページにて開示しておりますのでご参照ください。

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」に記載のとおりです。

() 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬は、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、業績、経営環境、職責、世間水準、従業員に対する処遇との整合性等を考慮の上、取締役会にて決定することとしております。監査役報酬についても、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で監査役会での協議により決定しております。

() 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、取締役会において決定を行います。

() 経営陣幹部の個々の選任・指名理由

取締役、監査役の選解任に関しては、定時株主総会招集ご通知に指名の理由を記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、経営の意思決定としての取締役会において法令及び定款に定められた事項、当社の重要事項等を決定しております。また、取締役会の決議事項について取締役会規程、業務分掌規程で定め、決議事項以外の内容については経営陣に委任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任に当たっては、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たした存在でなければならないと考えております。さらに、取締役会では、率直・活発で建設的な検討への貢献が期待される独立社外取締役の候補者を選任する方針であります。

【補充原則4-11-1 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、定款で定める取締役9名以内、監査役は3名の員数の範囲内で、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することとしております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場企業の役員の兼務状況】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役の取締役会への出席状況は良好で、その役割・責務を果たすために必要な時間は確保されております。なお、取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職については、毎年事業報告及び定時株主総会参考書類に記載し開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割および責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、あっせん、費用の支援を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきと考えております。当社は、株主との建設的な対話を促進するため、企画部をIR担当部署として、金融機関や投資家に対して決算説明会を半期に1回開催し、適宜会社情報をホームページ、(株)東京証券取引所の任意開示を活用し、情報公開を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
TERRA・ESHINO株式会社	1,440,000	17.50
吉野 炳樹	1,436,000	17.46
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY	403,900	4.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	243,500	2.96
株式会社日本カストディ銀行	229,700	2.79
松山 晃基	186,000	2.26
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 1 5 PCT TREATY ACCOUNT	170,000	2.07

長 泰治	167,400	2.03
五代 俊昭	160,000	1.94
木村 勇	155,000	1.88

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

更新

上記のほか、当社は自己株式128,994株(発行済株式総数に対する割合1.54%)を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	1 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 孝雄	他の会社の出身者								○			
若松 俊樹	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h
- 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k
- その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

鈴木 孝雄	○	鈴木氏は当社取引先であるリバー株式会社の代表取締役会長を務めております。	鈴木氏はリバーホールディングス株式会社代表取締役を務め、経営者としての長年の経験、実績、幅広い見識を有しています。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割としてその知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、選任しております。 当社は、独立役員との取引については、必要性等を慎重に検討し、独立性を十分に確保できる範囲のみに限定する方針であります。リバー株式会社との取引関係については、プラント解体工事という当事業の特徴から、受注工事1件あたりの金額が大きく異なるため、対同社売上高比率は年度によってばらつきがあるものの、概ね0%～10%程度で推移しております。また、継続的に対同社売上高比率を上回る取引先も存在しており、同社は主要な取引先には該当しないと判断しております。 したがって、証券取引所が定める独立性の要件をみたし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
若松 俊樹	○	――	若松氏は社外取締役および監査役として以外に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として高い専門性を備え、他の事業会社の社外役員及び監査役を歴任された経験を持っております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、客観的かつ法的見地からの監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査、監査役監査および監査法人の会計監査との連携につきましては、それぞれ違った役割で監査を実施しておりますが、各監査による監査結果を受け、相互補完的な監査が実施できるように連携を図っております。具体的には、監査法人の実施する期末決算における監査結果報告会には、監査役、社長室が同席しているほか、適宜それぞれの監査に必要な監査情報の交換を行っております。また、社長室は内部監査の実施状況に関して、毎月1回の常勤監査役との情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡邊 喜久男	他の会社の出身者													
村松 高男	他の会社の出身者													
福島 保	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「☐」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 喜久男	○	——	経営や財務、会計、税務についての長年の経験を有しており、その高度な知識、経験から当社の監査体制の強化に幅広い助言・提言を期待したものであります。
村松 高男	○	——	税理士として高度な専門知識を有しており当社の監査体制の強化に幅広い助言・提言を期待したものであります。
福島 保	○	福島氏は、平成20年5月まで当社取引先である東京電力株式会社に勤めておりました。	当社の属する業界で幅広い経験と広範囲な知識を有しており、その高度な知識、経験から当社の監査体制の強化に幅広い助言・提言を期待したものであります。 東京電力株式会社との取引関係については、一般消費者としての取引であり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

ストック・オプションとして、役員および従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、その他
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社では、ストック・オプションとして、役員および従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしていません。取締役および監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2009年7月17日開催の第36期定時株主総会において、取締役の固定報酬の限度額を年額200,000千円以内(但し使用人兼務役員の使用人給与とは含まない。)、2006年7月31日開催の第33期定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額50,000千円以内と決議いただいております。

各取締役の報酬等の額は、上記の決議内容の範囲内で、取締役会の決議により決定しており、各監査役の報酬等の額は、上記の決議内容の範囲内で、監査役会の決議により決定しております。

なお、当社は、役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関与する委員会等はありません。

また、業績連動報酬につきましても、本有価証券報告書提出日現在、業績連動報酬を導入していないため、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定の方針、業績連動報酬の額の決定の方法、業績連動報酬に係る指標、指標の選択理由、業績連動報酬の額の決定方法、当連結会計年度の指標の目標および実績につきましては該当事項はありません。

当連結会計年度における当社役員の個別の報酬等の額につきましては、取締役会より代表取締役に一任され、株主総会で決議された総額の範囲内で代表取締役社長が検討し、報酬等の額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役へのサポートは、企画部および社長室で行っております。取締役会等の各種資料は、原則として企画部より事前配布し、社外取締役および社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外取締役に對しては、企画部より重要会議の議事、結果を報告しております。社外監査役に対しては、社長室より、監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を推進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は8名で構成されており、内2名は社外取締役であります。取締役会規程に基づき、経営方針その他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。原則として毎月1回の定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当該取締役会には、監査役3名も出席し、職務の執行状況について、法令・定款に違反していないかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

構成員は次のとおりであります。

代表取締役会長 吉野 佳秀

代表取締役社長 吉野 炳樹(議長)

取締役 五代 俊昭

取締役 本田 豊

取締役 長 泰治

取締役 関谷 竜一

取締役 鈴木 孝雄(社外取締役)

取締役 若松 俊樹(社外取締役)

また、当社は監査役会設置会社であり、監査役2名は社外監査役であります。取締役会に出席し、取締役および使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、取締役の職務の執行状況を監査・監督しております。会計上の会計監査のみならず、取締役の行為全般にわたる業務監査を行っており、株主をはじめとする全てのステークホルダーを保護すべく、常に適法性の確保に努めております。監査役会は、毎月1回開催しており、監査の方針、監査計画ほか重要事項を協議するとともに、監査役監査および内部監査の内容を相互に共有しております。当社では監査役の監査業務を補佐する専任のスタッフを特に配置していませんが、内部監査部門である社長室が内部監査の実施状況を監査役に報告しております。

構成員は次のとおりであります。

常勤監査役 渡邊 喜久男(議長)

監査役 村松 高男(社外監査役)

監査役 福島 保(社外監査役)

当社は、社内の重要事項の審議機関として、常勤取締役を中心に構成される会議体として「常務会」を設置しております。当該会議体は、毎月1回開催しており、内部統制上の重要な審議機関でもあるため、内部監査部門である社長室が会議に出席し、職務執行状況を把握しております。また、常務会では「リスク管理規程」に基づき毎年1回、各担当部署長から各部署におけるリスクを列举させ、当該リスクに対する分類・分析・評価・対応等を協議するとともに、それらに対する対応後の進捗・結果報告も随時行うこととなっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社内に法令遵守を徹底させるため、社外監査役3名で構成される監査役会を設置しております。当社の属する業界で幅広い知識を持った監査役を選任しており、当社の監査体制に多様な観点からの助言・提言を実施できると考えております。また、内部統制の有効性を高めるため、社長直轄の社長室を設置し、会計監査、業務監査を着実に実施できるような体制を構築しております。これらのことから、経営の健全性・透明性および公平性を高める体制が確保されていると考え、本体制を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、決算業務の早期化、監査法人との連携により、法定期限内の確実な発送に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、1月決算のため、株主総会の開催は集中日と異なる日となっております。また、開催場所については、駅からの距離等、アクセスの便を考慮してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットでの議決権行使を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	インターネットでの議決権行使を検討してまいります。株主総会および議決権行使の円滑化を促進するため、当社ホームページに招集通知を掲載しております。
招集通知(要約)の英文での提供	将来的に、外国人投資家向けに招集通知の英文提供を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに、ディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上、決算説明会を開催する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	将来的に検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内のIRサイトにて、有価証券報告書等の適時開示書類やIRニュース等の情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社の企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後検討すべき事項と考えております。具体的には、事業推進の中心的役割を担う取締役から、取締役会や常務会等の機会を通じて、事業の状況、経営環境に関する重要な情報を幹部社員に周知させるとともに、適時開示の担当部門である企画部を中心として、個々の従業員に対しても適時開示の重要性を周知してまいります。また、企画部では金融商品取引法や(株)東京証券取引所規則等に則り、発生事実等のタイムリーな情報収集ならびに分析、適時開示する体制を整備してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	将来的に検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、有用な情報を正確かつ迅速に公表することが重要であると認識しており、ホームページ等を通じて情報提供を行っていく方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は次のとおりとなっております。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が存続をしていくためには、コンプライアンスの周知徹底が不可欠であると深く認識しており、全ての役職員が公正かつ高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

(a)取締役会は、法令および定款で定められた事項および経営に関する重要事項につき、十分に審議したうえで意思決定を行う一方、職務執行する取締役からは、その執行状況に関わる報告等を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督します。

(b)監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程および職務執行状況を把握するため、取締役会に出席し、取締役および使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講じます。

(c)常務会は、定期的に開催し、常勤役員および幹部社員による重要な意思決定事項の審議と業務執行の経過に対して多面的な検討を行うと共に、相互監視を行います。

(d)内部監査部門として社長室を設置し、定期監査と共に必要に応じて臨時監査を実施して、日常の職務執行状況を把握し、その改善を図ります。

(e)コンプライアンス体制の維持のため、弁護士および監査法人等の外部専門家と密に連携を図ります。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係わる情報について、管理基準および管理体制を整備し、法令および「文書管理規程」に基づき作成・保存すると共に、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧、謄写可能な状態にて管理しております。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を最も重要な経営課題のひとつと位置づけ、当社固有のリスクを充分認識したうえで、危険の大小や発生可能性に応じて、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行っております。

(a)全社的なリスクの監視および全社的な対応は企画部が行います。

(b)各部署の担当業務におけるリスクは、当該部署長が責任者となり、企画部と共同でマニュアル等の整備および徹底、ならびに必要な教育を行います。

(c)取締役ならびに各部署長は、個々の職務における重大なリスクの把握に努め、発見したときは取締役会で多面的な審議を行ったうえで、適切な対策を決定し、実施します。

(d)内部監査担当部署は、リスク管理の状況についても監査を実施します。

(e)新たにリスク管理面で問題が発生もしくは発生が予測される場合には、取締役会に報告し、その対策を協議して是正処置を取ります。

(f)不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮のもと、弁護士等を含む外部専門家を利用し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えます。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、規程の整備により、取締役の権限・責任の範囲と担当業務を明確かつ適切に定めることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保しております。

(a)取締役会は、中期経営計画および各年度の予算案を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案・実行します。

(b)「組織規程」「業務分掌規程」および「決裁権限規程」により、取締役の委嘱事項を定め、委嘱した範囲において職務執行を決定し実行できる権限を委譲します。

(c)取締役は、職務執行の進捗状況等を取締役会で報告します。

(d)取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて組織、職制、業務分掌、決裁権限等に関する社内規程等の見直しを行い、必要な改善を行います。

e 当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

当社から取締役または監査役を1名以上派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督を行います。子会社の事業運営については、「関係会社管理規程」に基づき管理するものとし、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社への事業の状況に関する定期的な報告と、重要事項については適切な承認を得るものとします。子会社に対する監査は、当社の「内部監査規程」に基づき社長室が随時実施します。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役と内部監査部門である社長室は、常に連携できる体制にあるため、監査役の職務を補助すべき使用人を置いていませんが、監査役をサポートする体制として社長室および企画部で適時必要に応じ業務サポートを行っております。また、監査役から専任の使用人設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ、必要に応じて設置いたします。また、当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合には、その指揮・命令等は監査役のもとにあり、その人事上の取扱いには監査役と協議して行います。

g 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の取締役会等の重要な会議への出席を取締役の業務執行に対する厳正な監視体制とするとともに、監査役への重要な報告を行う体制を整備しております。また、当社は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を発見した場合は、速やかに監査役に報告する体制を整備しております。

h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査役監査基準」において、内部監査部門である社長室と監査役が緊密な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査が実効的に行われることを確保しております。また、取締役と監査役は、積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図っております。

なお、社長室の実施する内部監査は、内部統制の実効性を高めるために、実施状況を監視する機能として位置付けております。また、内部統制システムについては、絶えず見直しを行い、改善・強化に努める必要があるものと認識しており、常に改善に努めております。

i 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

(a)反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、組織として、毅然とした姿勢で対応します。

(b)反社会的勢力による不当要求に備えて、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より警察・暴力追放運動推進センター・顧問弁護士等の外部専門機関との連携強化を図ります。

- (c)反社会的勢力排除に向けた社会的責任および企業防衛の重要性を充分認識し、反社会的勢力との関係を遮断した事業運営を行います。
- (d)反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で拒絶します。
- (e)いかなる理由があっても、事実を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。
- (f)反社会的勢力に対する資金提供は絶対に行いません。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を有しており、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力の排除に関する規程」を制定し、所管部署は企画部として対処しております。また、新規取引先との取引開始時には当該会社および当該会社代表者に対して反社会的勢力との関わりの有無を事前調査するとともに、取引金融機関・取引先等からの風評に関しても必ず情報収集するよう営業姿勢の徹底を図っております。また、取引先等が反社会的勢力で有ることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

また、万一に備えて、所管警察署、(公財)暴力団追放運動推進都民センターの相談窓口との関係強化や弁護士等の外部専門機関との連携体制の強化を推進しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレートガバナンス体制および適時開示手続きに関する事務フローの模式図を参考資料として添付しております。



